

保護者からの相談

在籍校教員の気づき

校内委員会の開催

授業の様子を観察し、保護者や児童との面談をもとに、児童の実態や保護者の希望を共有します。

校内判定委員会の開催

校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任、拠点校の巡回指導教員などが構成員となっています。特別支援教室における指導が適切かどうかの判断を行います。

特別支援教室での指導が適切と判断された場合

在籍校は保護者面談を実施し、「特別支援教室利用申請」及び「児童理解のための調査票」を作成します。

利用対象外と判断された場合

在籍学級において、指導法の工夫を行ったり、エンカレッジルームを利用した指導・支援等を行ったりします。

特別支援教室就学支援委員会の開催

委員長、指導主事、特別支援教育相談員、教育研究所相談員（心理士）などが、構成員となっています。

校内判定委員会での結果と保護者からの調査票などをもとに、特別支援教室利用の対象者であるかどうかの判断を行います。

特別支援教室での指導が適切と判断された場合 特別支援教室の利用開始

在籍学級担任及び巡回指導教員と保護者が面談し、在籍学級担任と巡回指導教員が個別指導計画を作成して、特別支援教室の利用を開始します。

経過観察と判断された場合

次回以降の就学支援委員会での再提出または校内での指導・支援の工夫と経過観察を行います。